

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神科病院協会（以下「本協会」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第24条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 非常勤役員のうち、外部監事には、1回当たり10万円以内で報酬を支給するものとする。

(報酬額の決定)

第4条 前条の報酬額は、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(費用)

第5条 本協会は、常勤、非常勤を問わず、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人日本精神科病院協会の設立の登記の日から施行する。